

安全管理の徹底

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は、受注者がその責任において行うこととされています。

特に安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令の遵守はもとより、「工事中における安全の確保を全てに優先する」という考えのもと、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期するようにお願いします。

- ① 工事の作業内容に応じた危険箇所の把握と具体的な防止策の作成
- ② 始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行
- ③ 現場従事者（元請・下請問わず）への安全教育の徹底

万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても直ちに監督員に事故報告をするとともに、速やかに工事担当課に事故報告を書面で提出してください。また、関係機関への報告等についても適切な対応をお願いします。

（総務部契約検査課）

国不建第186号
令和8年2月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要4団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

今般、国土交通省が令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、令和7年3月から適用されている公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で4.5%（単純平均の伸び率）上昇し25,834円となり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引上げを行っているところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技

能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、新労務単価の早期活用等について、各都道府県及び各政令指定都市あてに別添のとおり通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

公共工事品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第8条第1項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第2項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、建設業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことや、同法第34条第2項に基づき、令和7年12月2日に中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」も踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることが求められる。

以上のことを踏まえて、公共工事、民間工事のいずれについても、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者においても、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で契約を締結し、技能労働者へ適正な賃金を支払う等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な賃金が支払われるよう、最大限努めること。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところでした。

令和7年4月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットに記載のアドレスをご利用ください。



**品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国 土 交 通 省

不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

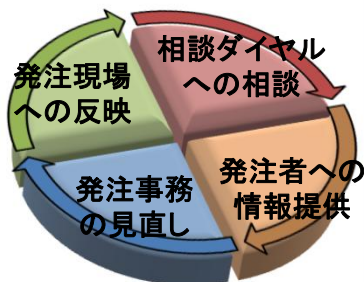
<例えば・・・>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに・・・

○当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。

○運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

事業者の皆様の声をお聞かせ下さい



社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000193.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。
該当する地域の地方整備局等へメールをお送りください。
※内容によっては担当地方整備局等から電話での回答となる場合がございます。
電子メールで受け付けた場合でも、文書での返信(回答)を約束するものではありません。

地方整備局等	メールアドレス
北海道 開発局	hkd-ky-kensanfollow@ki.mlit.go.jp
東北地方 整備局	thr-follow-keiyaku@gxb.mlit.go.jp
関東地方 整備局	ktr-fusdkensetsugyou@ki.mlit.go.jp
北陸地方 整備局	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方 整備局	cbr-kensan-nyuusatsu@mlit.go.jp
近畿地方 整備局	kkk-shidoukantoku@mlit.go.jp
中国地方 整備局	cgr-kensetsugyouhou@cgr.mlit.go.jp
四国地方 整備局	skr-kensetsutekisei@ki.mlit.go.jp
九州地方 整備局	qsr-kensetsugyou110@ki.mlit.go.jp
沖縄総合 事務局	※電話受付後のみメール対応可能です。まずはお電話にてお問い合わせください。

令和版

STOP! 熱中症

～建設現場での熱中症の発生・重篤化を防ぐため～

～R8年Ver.～



国土交通省

大臣官房 技術調査課



厚生労働省

労働基準局安全衛生部 労働衛生課

目次

1. 熱中症対策の必要性

P3

- ・ 熱中症とは
- ・ 熱中症の発生状況
- ・ 建設現場の熱中症

2. 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

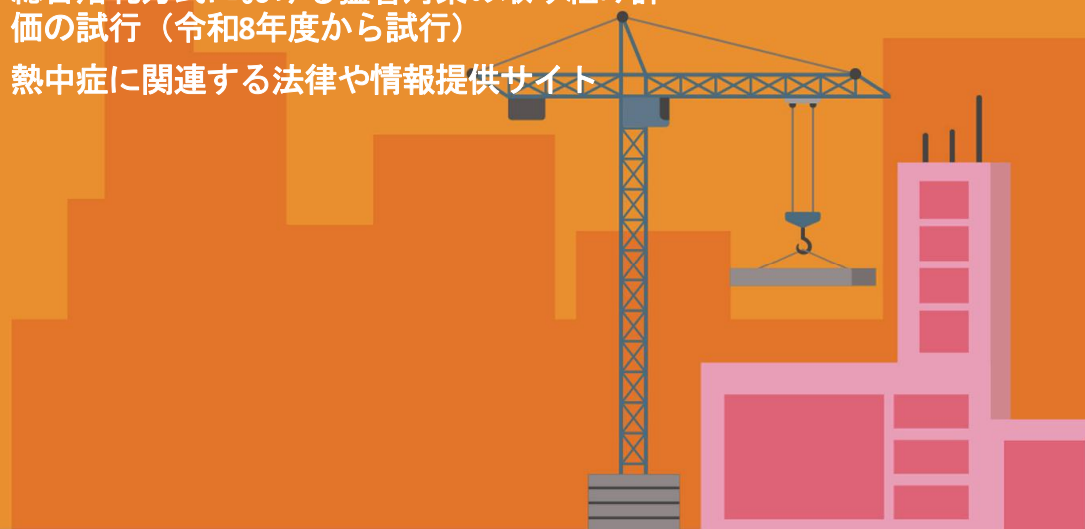
P7

- ・ 暑さ指数による現場管理
- ・ 現場環境・休憩場所などの施設等の充実
- ・ 衣服などの備品類の充実
- ・ 従業者の健康管理・安全教育
- ・ 熱中症発生時の迅速な対応
- ・ 建設業と警備業との連携

3. 参考資料

P15

- ・ 熱中症対策に関する近年の法令改正
- ・ 職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日 厚生労働省）
- ・ 職場における熱中症予防対策マニュアル（平成30年3月 厚生労働省）【要約】
- ・ 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド（令和8年3月ver2.0 厚生労働省）【要約】
- ・ 直轄工事の熱中症対策への支援
- ・ 総合落札方式における猛暑対策の取り組み評価の試行（令和8年度から試行）
- ・ 熱中症に関連する法律や情報提供サイト



① 熱中症対策の必要性

● 熱中症とは

「熱中症」とは、高温多湿な場所で体調や、体温の調整機能の悪化により発症する障害の総称です。主な症状にはめまいや頭痛、意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温などがあり、重症化すると死亡災害につながるおそれがあります。

! 適切な対応と適切な措置が重要



熱中症の種類と症状

ねつしっしん
熱失神

比較的軽症

主な症状は、立ちくらみ・めまい、一時的な失神。

ねつ
熱けいれん

軽症

筋肉のこむら返りや筋肉痛等の症状

ねつひろう
熱疲労

中等症

脱水と循環不全が進行した結果、全身の倦怠感、脱力感、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢

にっしやびょう
日射病

重症型

強い直射日光に長時間さらされることが原因で起こるものを指す。重症型であり、太陽光が主因となるものが日射病となる。

1 熱中症対策の必要性

● 熱中症の発生状況（死者数・死傷者数）

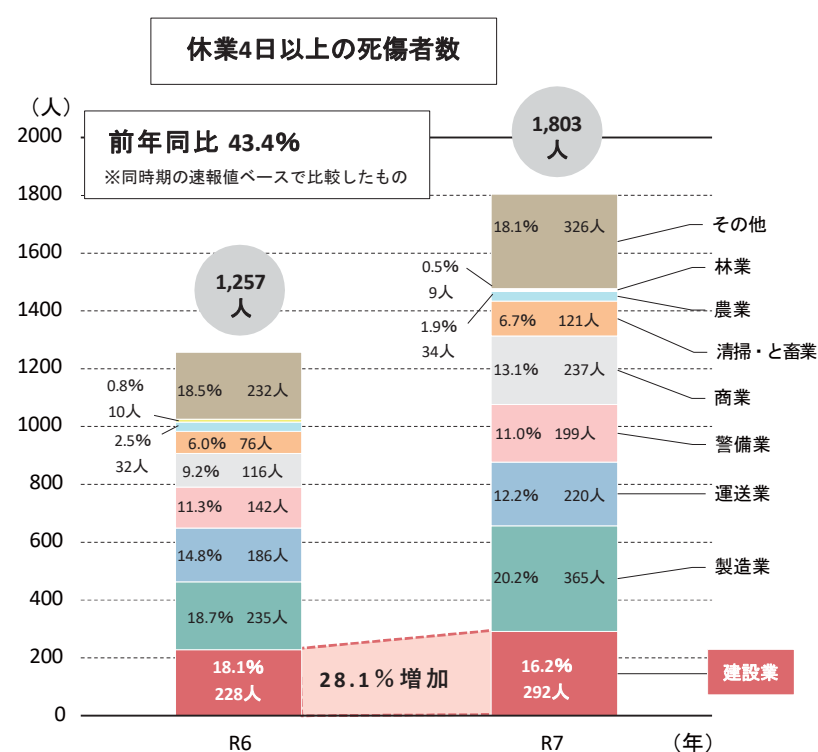
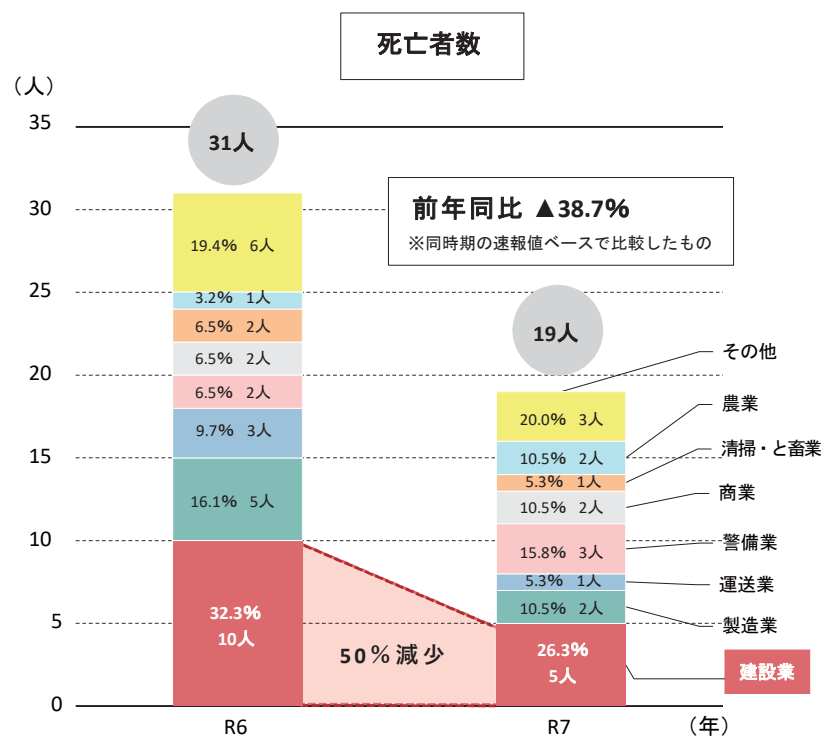
令和7年（2025年）の職場における熱中症による死者数は、令和6年の同時点と比べ約39%減少しましたが、死傷者数は約43%増加しています。建設業においても死者数は50%減少しましたが、死傷者数は約28%増加しています。

令和7年6～8月の平均気温偏差は+2.36℃と統計開始以来最高を記録しており、引き続き予防策も含めた熱中症対策の強化が求められます。

職場における熱中症による労働災害の発生状況（令和7年確定値・令和6年確定値・業種別）

職場における熱中症による労働災害の発生状況（12月末時点）

※各年の確定値は、1月1日から12月31日までの間に発生した熱中症に係る労働災害で、翌年1月7日までに労働死傷病報告が提出されたものを集計したもの。



※「死亡者数」その他は、グラフ上に列挙された業種以外の業種の死亡者数を合計したもの。

※「休業4日以上の死傷者数」のその他は、グラフ上に列挙された業種以外の休業4日以上の死傷者数を合計したもの。

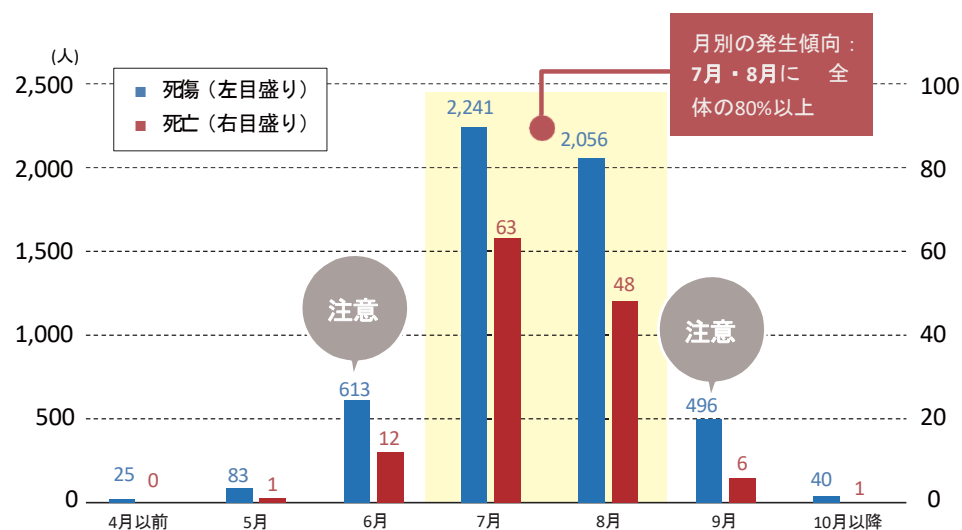
出典：厚生労働省 職場における熱中症防止対策に係る検討会報告書（令和8年5月27日）

1 熱中症対策の必要性

● 熱中症の発生状況（発生月・時間帯）

発生月は7月～8月が全体の8割以上を占める一方、5月以前や10月以降でも発生しています。発生時間帯は日中を通して発生しており、朝・夕の時間においても注意が必要です。

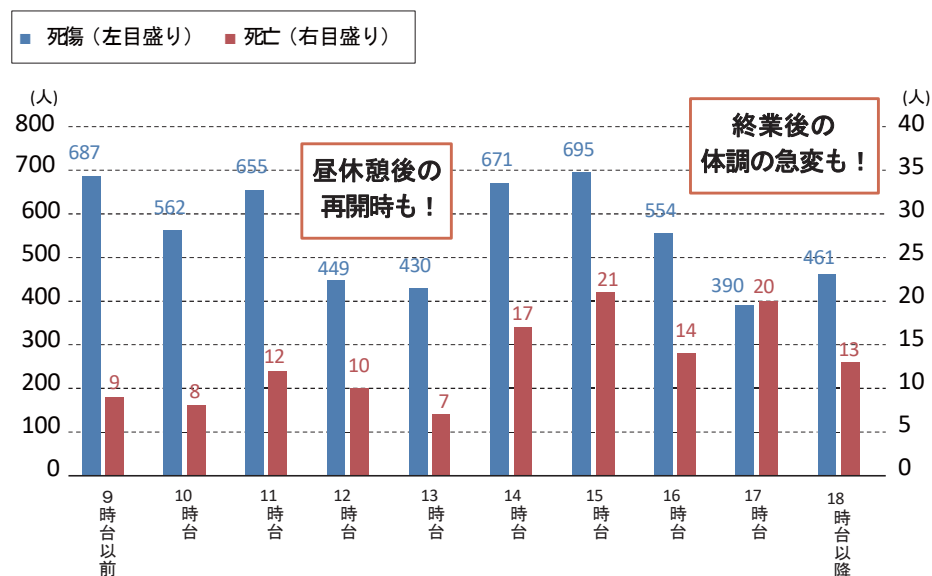
熱中症による死傷者数の月別の状況
(2021～2025年 確定値計)



出典：厚生労働省 2025年（令和7年）職場における熱中症による死傷者災害の発生状況

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況
(2021～2025年 確定値計)

時間帯：すべての時間帯で発生（10時以前や15時以降にも注意）



出典：厚生労働省 2025年（令和7年）職場における熱中症による死傷者災害の発生状況

1 熱中症対策の必要性

● 建設現場の熱中症

建設現場では、屋外の直射日光下以外にも、密閉された空間や重機・車両内でも発生しており、各所の作業環境を確認した上で、適切な対策を実施することが重要です。



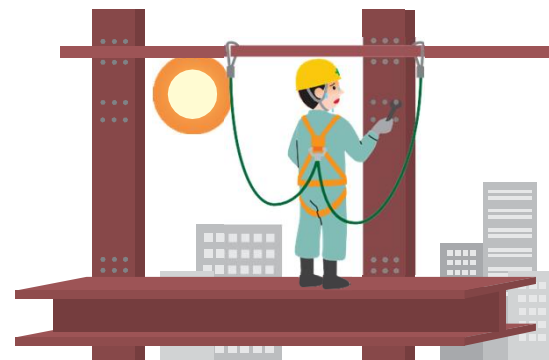
屋外の直射日光下
(舗装工事・鉄筋作業など)



密閉された空間 (倉庫や建屋内等)



重機・車両内



高所作業 (足場・屋根上)



資材置き場・仮設事務所周辺

②

熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

暑さ指数による現場管理

【暑さ指数WBGT（湿球黒球温度）】（Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。

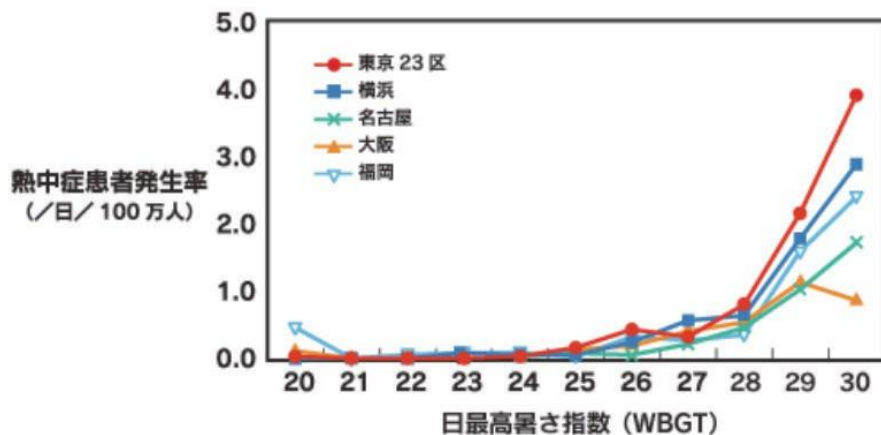
暑さ指数が28以上になると熱中症患者が著しく増加するとのデータもあり、建設現場においては、暑さ指数を適切に確認しながら熱中症リスクを評価し、低減のための措置を講じることが重要です。

※ 熱中症リスクの評価や措置については、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

（令和8年3月18日 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html）において、望ましい具体的方法等が示されています。

巻末資料にて掲載

【日最高WBGTと熱中症患者発生率の関係】



【WBGTと熱中症予防運動指針】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

出典：環境省 熱中症予防サイト 平成17年の主要都市の救急搬送データ

出典：環境省 熱中症予防サイト

資料：（公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）

【熱中症情報の入手】

熱中症の発生しやすい季節（6月から9月）においては積極的に熱中症情報を入手し、対策を行うことが重要です。

- 気象庁は、全国の気温をリアルタイムで提供し、予測も行っています。特に高温が続く場合は、「高温注意情報」や「高温に関する気象情報」、「高温に関する異常天候早期警戒情報」で注意を呼びかけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

- 環境省は「熱中症予防情報サイト」で、全国約840地点のWBGT予測値を毎日公開しています。提供期間は5月中旬から10月中旬までで、当日・翌日・翌々日の3時間ごとの予測値が確認できます。

[\(http://www.wbgt.env.go.jp/\)](http://www.wbgt.env.go.jp/)

国土交通省

気象庁
Japan Meteorological Agency

> ENGLISH > Other Languages 文字サイズ変更 標準 大

[X 気象庁 防災情報](#)
 [X 気象庁 気象庁 気象庁 気象庁](#)
 [YouTube](#)
 Google 検索
 検索

ホーム	防災情報	各種データ・資料	地域の情報	知識・解説	各種申請・ご案内
-----	------	----------	-------	-------	----------

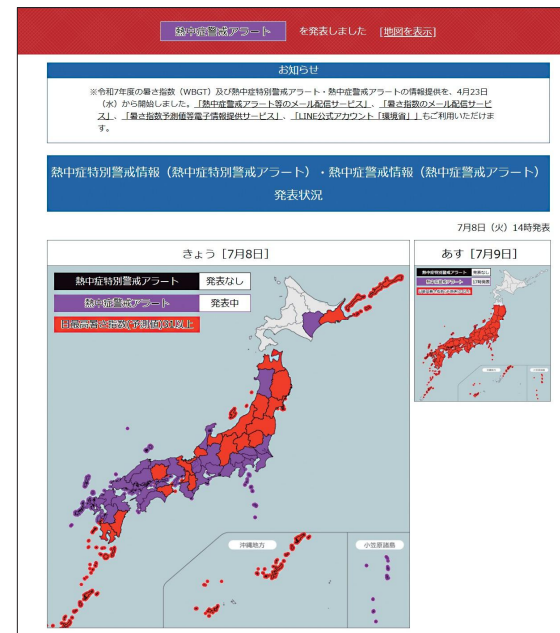
ホーム > [知識・解説](#) > 熱中症から身を守るために

熱中症から身を守るために

- [熱中症に備えるための情報](#)
- [気温等の見直し](#)
- [気温の観測情報](#)
- [関連リンク](#)

気象庁は、日々の気温の観測や予報、気象情報の発表を通じて、国の熱中症対策の一翼を担っています。また、気象庁と環境省は共同で、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、「熱中症警戒アラート」を発表しています。本ページの各情報は、熱中症予防や電力需給対応等にご活用ください。

なお、熱中症は湿度が高い場合や日射が強い場合にリスクが高くなります。また、暑さに慣れていない（暑熱順化できていない）場合、熱中症になりやすいので注意が必要です。熱中症予防の行動や全国の暑さ指数(WBGT)については、[環境省熱中症予防情報サイト](#)等をご参照ください。

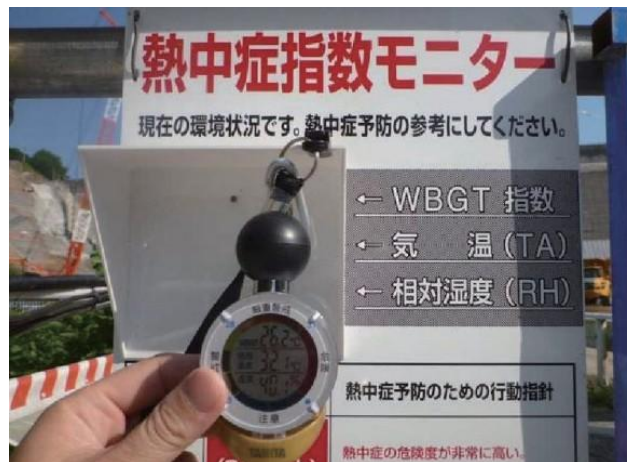


2 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

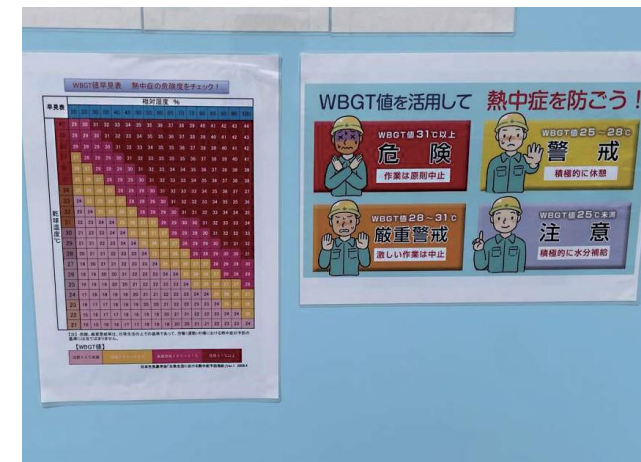
【建設現場でのWBGT値の確認】



携帯型熱中症計



作業箇所毎の熱中症計設置



WBGT値を用いた注意喚起

【最新技術 (IoT) の活用】

ウェアラブルデバイスを手首等に装着し温湿度などをクラウド上や事務所等にてモニタリングを行い、熱中症などの危険状態を察知し、本人や現場責任者などへ通知します。

労働災害が発生した場合も、発見・対応までの時間が短縮できます。これらの位置情報はGPSで確認ができます。



2 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

● 現場環境・休憩場所などの施設等の充実

【現場環境（屋外）の改善】

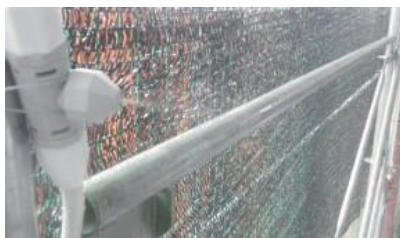
- 大型扇風機、スポットクーラー、遮光ネットの設置やミスト、散水車等の活用
- 熱中症対策用品が配備された現場（簡易）休憩所の設置
- 車内休憩所の設置（現場で休憩所が確保できない場合の工夫）



大型扇風機



遮光ネット



ミスト



現場休憩所



簡易休憩所



車内休憩所

【休憩施設（屋内）の充実】

- クーラー等の適度に身体を冷やせる設備の設置
- 冷蔵庫、製氷機等の備品の設置
- 塩分補給用飴、梅干し、経口補水液等の塩分補給ができる食品当の常備



冷蔵庫



製氷機



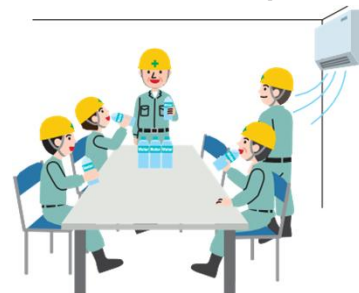
熱中症対策キット



経口補水液

【作業前の対策】

- プレクーリングの導入



アイススラリーの摂取



足水水槽（体温を下げる）

2 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

● 衣服などの備品類の充実

【通気性のよい服装】

- メッシュ素材のビブスや、ファン付き作業服等の使用



ヘルメット（保冷剤入り日よけ、熱中症指数計）



首筋冷却ベルト、冷却スプレー



通気性のよいビブス



ファン付き作業服



2 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

● 従業者の健康管理・安全教育

【健康管理】

- 熱中症チェックシートによる日々の体調管理
- 声かけによる個人の状態確認
- トイレ等への脱水症状チェック表の掲示
- 熱中症発症に影響を及ぼす恐れのある疾病の有無の確認

【安全教育】

- 熱中症に対する安全衛生教育の徹底
- 朝礼時における熱中症対策グッズの確認
- 現場巡視の強化（WBGT値のリアルタイム測定や水分・塩分摂取等）
- 暑熱順化の実施と確認

健康状態自己チェックシート



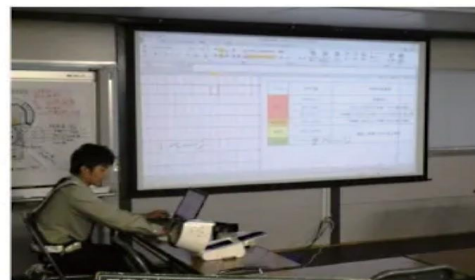
携帯型熱中症計を携行した巡視と注意喚起



熱中症対策グッズの確認

問題なし 普段通りに水分を取りましょう	
問題なし コップ1杯の水分を取りましょう	
1時間以内に250mlの水分を取りましょう 屋外あるいは発汗していれば、500mlの水分を取りましょう	
今すぐ250mlの水分を取りましょう 屋外あるいは発汗していれば、500mlの水分を取りましょう	
今すぐ1000mlの水分を取りましょう この色より濃い、あるいは赤/茶色が混じっていたらすぐ病院へ行きましょう。	

尿による脱水症状チェック表



現場で熱中症に関する周知会を実施した事例

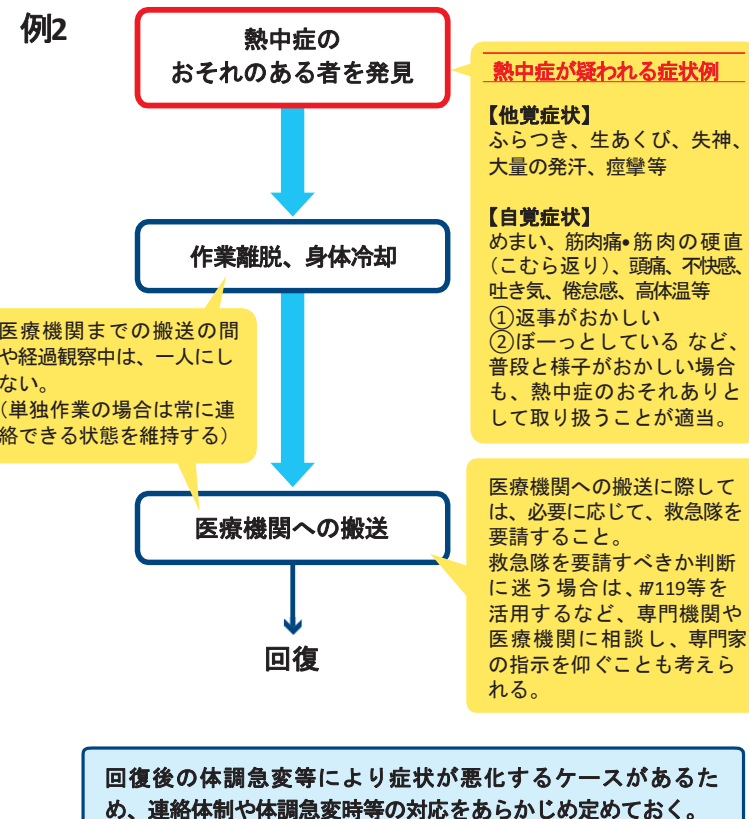
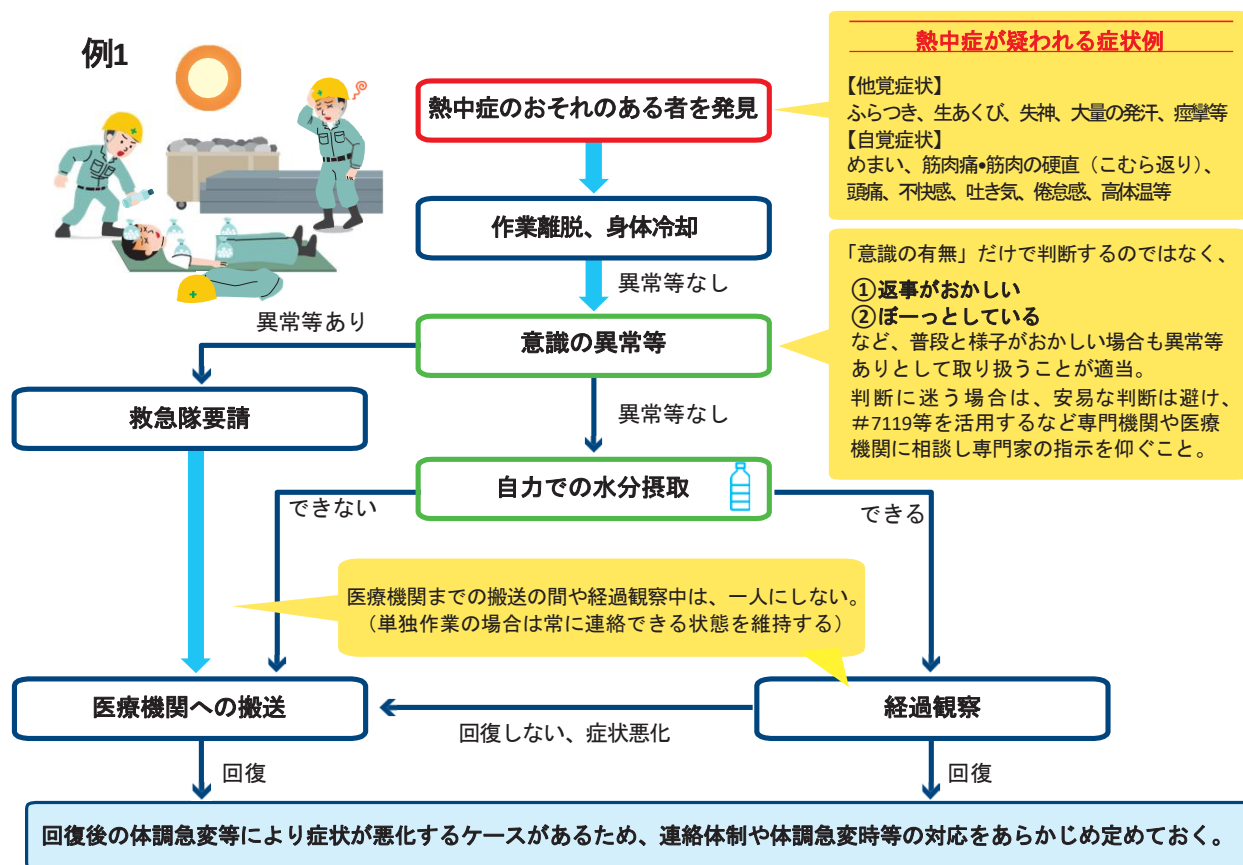
2 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

● 熱中症発生時の迅速な対応

【熱中症の早期発見と適切な措置の準備】

- 熱中症の生ずるおそれのある作業が行われる現場の「報告をさせる体制の整備」と周知（改正安衛則（R7.6.1施行）関連）
- 熱中症の生ずるおそれのある作業が行われる現場における「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容およびその実施に関する手順等の作成」と周知（改正安衛則（R7.6.1施行）関連）

熱中症のおそれのある者に対する必要な措置の内容および手順



2 熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策

● 建設業と警備業との連携

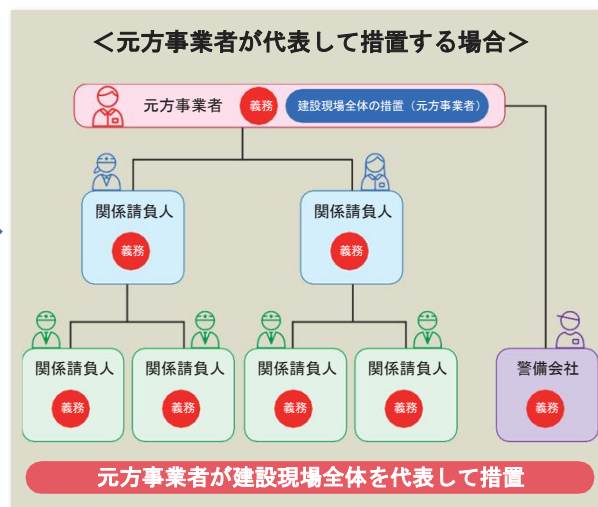
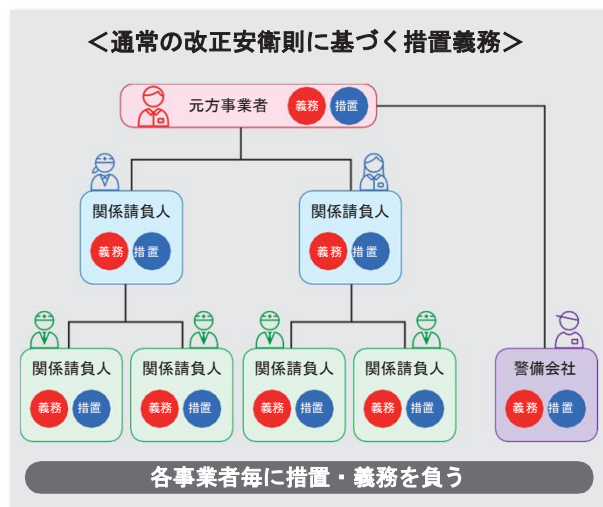
【建設現場における建設業従業者および警備員の熱中症予防対策の強化】

令和7年6月1日から施行された改正安衛則により、建設現場の事業者には**熱中症の早期発見体制の整備、重篤化防止のための手順書の作成、関係作業員への周知**が新たに義務付けられました。

建設現場は複数の事業者が共同で作業し、屋外や空調の不十分な場所での長時間作業が多いという特性があります。そのため、**元方事業者が現場全体を統括**し、関係請負人や警備会社の従業員を含む全員を対象とした熱中症対策を行うことが望ましいと考えられます。

なお、元方事業者が代表して対策を実施する場合でも、**関係請負人や警備会社が負うべき義務**がなくなるわけではありません。建設現場での熱中症対策をより実効性のあるものにするためには、**建設業と警備業が連携し、協力して対策に取り組むことが非常に重要です。**

【改正安衛則（R7.6.1施行）の建設業従事者と警備員の連携イメージ】



現場での取り組み状況

③ 参考資料

● 熱中症対策に関する近年の法令改正

[気候変動適応法の改正（令和6年4月1日 全面施行）]

- 熱中症対策実行計画の策定
- 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の新設
- 熱中症対策普及団体の指定
- 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の法定化
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の制度化

[労働安全衛生規則の改正（令和7年6月1日 施行）罰則規定あり]

○報告体制の整備・周知

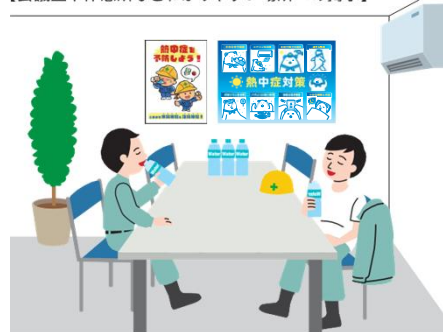
元方事業者、関係請負人問わず事業者に責任！

暑熱な場所※¹において連続して行われる作業※²等を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業員、または熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が速やかに報告するための連絡体制（連絡先や担当者）を事業ごとに定め、関係業者（作業員）に周知すること。

○重篤化防止のための手順作成・周知

- ① 作業からの離脱
- ② 身体の冷却
- ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等重症化を防ぐための具体的な応急措置の手順をあらかじめ作成し、周知すること。

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【朝礼やミーティングでの周知】



報告体制や措置手順の周知の例

※¹ 暑熱な場所：湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む。

※² 暑熱な場所において連続して行われる作業等、熱中症を生ずるおそれのある作業：WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいう。

● 職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日 厚生労働省）

【ガイドラインのポイント】

- 職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、**事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促す**ことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的としています。
- **事業者における熱中症リスクの評価の手法としては、湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握などが考えられます。**
- 事業者は、熱中症リスクの**評価結果に基づき実施することが適切な対策を「作業環境管理」、「作業管理」などから選択して実施**することが考えられます。

【ガイドラインの構成】

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- 各種管理者等の選任と役割
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

- WBGT値の低減
- 休憩場所の整備等

3 作業管理

- 作業時間の短縮等
- 暑熱順化
- ブレクーリング
- 水分及び塩分の摂取
- 服装による身体冷却
- 作業中の巡視
- 業種・作業別の対応例

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認

5 労働衛生教育

- 熱中症予防管理者労働衛生教育
- 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

6 異常時の措置

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 熱中症の症状と分類
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃－WBGT）
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

参考：厚生労働省 職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

- 職場における熱中症予防対策マニュアル（平成30年3月 厚生労働省）【要約】
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド（令和8年3月ver2.0 厚生労働省）【要約】

熱中症の応急手当

① 涼しい環境への避難

- 風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。

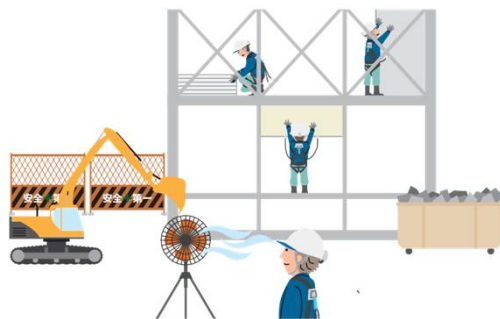
② 身体冷却

- 体温の冷却はできるだけ早く行う必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっています。
- 救急車を要請したとしても、その到着前から冷却を開始することが求められます。
- 深部体温で40℃を超えると全身けいれん（全身をひきつける）、血液凝固障害（血液が固まらない）など危険な症状も現れます。

● 身体冷却の方法

例1 作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却

例2 濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てる



③ 水分・塩分の補給

- 冷たい水を持たせて、自分で飲んでももらいます。
冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪います。同時に脱水の補正も可能です。
大量の発汗があった場合には汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。食塩水（水1ℓに1～2gの食塩）も有効です。
- 応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、口から冷やした水分をどんどん与えてください。
- 「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない（意識障害がある）」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物で、病院での点滴が必要です。

④ 医療機関へ運ぶ

- 自力で水分の摂取ができないときは、点滴で補う必要があるので、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法です。
- 実際に、救急搬送される熱中症の半数程度がⅢ度ないしⅡ度で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリングなど）、肝障害や腎障害の検査が必要となります。

●直轄工事の熱中症対策への支援

〔建設工事における猛暑対策サポートパッケージ（令和7年12月23日公表）〕

【概要】

- ・猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要です。
- ・このため施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「**建設工事における猛暑対策サポートパッケージ**」としてとりまとめ公表しました。

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書を作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善

- ・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- ・技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

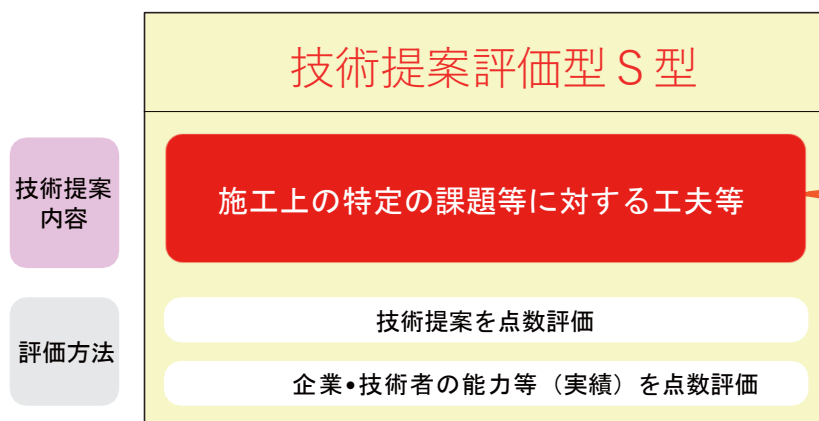
中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

〔総合評価落札方式における猛暑対策の取り組み評価の試行（令和8年度から試行）〕

国土交通省直轄土木工事では、令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施します。

■ 総合評価落札方式のタイプ



- 猛暑対策に関する技術提案テーマを設定、評価
- 技術提案は下記により評価
「具体的な方法・工夫」
「効果（時間）等」（定量的指標）
- 分任官工事等、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事で実施
- 技術提案内容は精算時の費用計上の対象外
- 提案時に示した効果が達成できなかった場合は工事成績で減点
※冷夏等の場合は、その限りではない

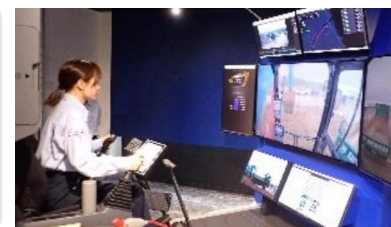
■ 技術提案のイメージ（定量的に評価）

- ・猛暑下での施工の効率化に関する工夫
 - それにより短縮する猛暑下での施工時間
 - ・猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫
 - それにより短縮する猛暑下での施工時間
- 等

※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない

猛暑下での
省人化の工夫
イメージ

施工時間
短縮イメージ



遠隔化により猛暑下での
施工時間を短縮



[現場環境の改善費用の充実（令和7年度から運用開始・令和8年度に拡充）]

国土交通省直轄土木工事では、「現場環境改善費」(率計上)から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上)の100%を上限に計上します。

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
宮緒関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
宮緒関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

[工事積算における熱中症対策の充実（令和5年度から運用開始）]

国土交通省直轄土木工事では、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、**適切に工期変更**を行うほか、その工期延長日数に応じて「**工期延長に伴う増加費用の積算**」で対応するよう、運用を改良しています。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の
数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間}^{\ast 3} \text{を日数換算し、}$$

$$\text{平均した値（対象：5か年）}$$

※3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日（〇〇のため）（Rx.x.x～Rx.x.x）	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※「工期の延長に伴う増加費用」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で計上する。

出典：国土交通省 令和5年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定

● 熱中症に関連する法律や情報提供サイト

関連法令等

リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001620541.pdf>

パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

対策等の情報・資料

厚生労働省 熱中症予防のための情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

厚生労働省 職場における熱中症防止のガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

日本気象協会 熱中症ゼロへ

<https://weather-jwa.jp/>

消防庁 熱中症情報

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

日本救急医学会 熱中症診療ガイドライン2024

<https://www.mhlw.go.jp/content/001314082.pdf>